

別表 [FENIC SビジネスVPN クラウド接続サービス f o r クラウドトーク EX]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域IPネットワークを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において、「FENIC SビジネスVPN 基本サービス」（以下「基本サービス」という）および「オプションインフラ接続サービス」の提供に関する契約がなされているものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、下記(2)の接続サービスを利用できるようにするためにFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、甲が利用する乙のクラウドトーク EXと甲専用の仮想的閉域IPネットワークを接続するための電気通信回線を本ネットワークサービスの全部または一部として提供します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ビジネスVPN クラウド接続サービス f o r クラウドトーク EX 初期費	NS38789S		従量料金制（一括払）	式
ビジネスVPN クラウド接続サービス f o r クラウドトーク EX 利用料	NS38789G		従量料金制（月額払）	式

[変更内容]

(2019年12月9日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
IP	I n t e r n e t P r o t o c o l

以 上

表No. N02Z7